

みやぎ水災・地震保険スタートアップ補助金

よくあるお問い合わせ

この資料は補助金申請時に、よくある質問事項をまとめたものです。
補助金申請に当たっては、本 Q&A のほか、みやぎ水災・地震保険スタートアップ補助金交付要綱の要件を満たす必要があります。

Q1.以前から水災・地震保険に加入しているが、保険契約を更新した場合、補助対象か。

A1.契約更新の内容により、補助対象の有無が異なります。

【対象となる例】

- ・はじめて水災又は地震保険を追加した場合
- ・基準額(住家:200万円以上、家財50万円以上)未滿だった保険金額を増額し、新たに基準額を超えた場合

【対象外となる例】

- ・補償内容が変わらない、単なる契約更新や、保険会社の乗り換えの場合

なお、契約の転換についても同様です。

| 対象例 | 水災 | 地震 |
|--|----|------------------|
| 新規加入の場合 (全くはじめて水災・地震保険に加入したこと) | ○ | ○ |
| 保険契約を追加した場合 例:今までの地震保険に加え、はじめて水災補償を追加 | ○ | × 地震補償は加入済みの為 |
| 保険金額を増額し、基準額を超えた場合 例:<住家>100万円を300万円に増額 例:<家財>30万円を100万円に増額 | ○ | ○ |

| 対象外の例 | 水災 | 地震 |
|---|----|----|
| 地震・水災補償期間が満期になり契約更新した場合 | × | × |
| 以前から地震・水災補償に加入していた保険会社から他社へ乗り換えた場合(A社→B社) | × | × |
| 保険金額を増額したがもともと基準額以上だった場合 例:<住家>300万円を500万円に増額 例:<家財>100万円を200万円に増額 | × | × |

Q2.保険会社の担当者から保険の申込書で申請ができるといわれたが、申請フォームに「地震保険料控除証明書・申込書・見積書・内容証明書では申請できません。」との記載がある。どちらが正しいか。

A2.審査に必要な「契約日」、「保険掛金の内訳」及び「水災の補償の割合」の確認ができないため、地震保険料控除証明書・申込書・見積書・内容証明書では申請できません。

なお、審査に必要な項目は以下のとおりです。

| 審査に必要な項目 |
|---|
| 契約日 |
| 契約者氏名 |
| 契約住所 |
| 所在地 |
| 保険期間 |
| 保険掛金の内訳 { 火災保険料 〇,〇〇〇円 地震保険料 〇,〇〇〇円 |
| 保険の対象(建物・家財) |
| 保険金額・補償内容(水災・地震の有無) ※水災の補償の割合がわかるもの |
| 振込先金融機関の支店名と口座番号と氏名 |

⑨共済証券はすべて記載されていない場合があります。

※保険証券の表面・裏面が明確に確認できるように添付し申請をいただく事で迅速な審査に繋がります。

また、審査に必要な項目の確認を行うため、電話やメールにより連絡をさせていただく場合があるため、申請の際は確実に連絡がつく連絡先の記載をお願いします。

Q3.申請からどれくらいで補助金が振り込まれるか。

A3.書類審査の結果、補助対象となる場合は、申請から約1か月後に交付決定通知書を郵送します。通知書が届いてから約3週間後に指定口座へ補助金を振り込みます。

Q4.ネットで保険に加入したため、手元に保険証券がない場合はどうすればよいのか。

A4.以下のいずれかの方法で保険証券の準備をお願いします。

- ① 加入した保険会社のマイページより保険証券をダウンロードする。
- ② サポートセンターへ「自治体への申請のため保険証券が必要である」旨の問い合わせをして保険証券の郵送を依頼する。

Q5.地震保険の掛金が保険証券に記載されていない場合、どうすればよいか。

A5.【『JA 共済』『こくみん共済』『教職員共済』の場合】

県で確認するので、共済掛金の1年あたりの金額をご記入ください。

【ネット証券の場合】

ご自身で契約したネット証券のチャットサポート等へお問合せください。
年間掛け金の内訳(火災保険料・地震保険料)を確認して頂き、スクリーンショットした画像データを添付してください。

Q6.保険証券に水災補償の記載がなく、加入状況が分からない場合、どうすればよいか。

A6.【県民共済の場合】

火災共済契約に付帯されています。なお、共済の支払い限度額は、ご自身で県民共済にお問い合わせください。

【その他の場合】

ご自身で保険会社(共済)にお問合せの上、加入状況が確認できる証券等を添付してください。

なお、水災補償が火災補償の5%の場合、建物が補助対象外となることが多いためご注意ください。

Q7.保険契約日と保証開始日は同一ですか。

A7.保険契約日と保証開始日は必ずしも同一ではありません。

保険契約日は保険証券に記載されている契約日のことです。

Q8. 県内に2件目の居住用建物を購入した場合は補助対象か。

A8. 本補助金は、申請者が主に居住する建物を対象とした保険に対する補助金です。申請対象となる建物が、申請者が主に居住する建物であり、これまでに本補助金及び水災・地震保険等トライアル補助金(R3~R4まで)の交付を受けた世帯でなければ対象となります。

Q9.申請者が購入した住居に、申請者以外の者が居住している場合は補助対象か。

A9. 申請者が居住する建物(家財)が、補助要件のため対象外です。

対象外となる例

申請者(保険契約者) 子 居住者 親の場合 →補助対象外

Q10.単身赴任の家族が保険契約者となり補助金を申請した場合補助対象になるか。

A10. 同一世帯であれば対象です。

Q11.夫が補助金申請者で補助金の振込先は妻の口座名義でもよいか。

A11.原則、補助金の申請者と口座名義人は同一である必要があります。

Q12.ご自身が所有するアパートの一室に居住している場合、補助対象か。

A12.家財のみ対象です。

なお、専ら賃貸のみを目的としたアパート、マンション等は補助対象外です。

Q13.店舗兼住宅は補助対象か。

A13.店舗兼住宅も補助対象です。

なお、店舗兼住宅の所有者や保険契約者が、法人の場合は補助対象外です。

Q14.1階で農作業を行い、2階で居住している場合は、補助対象か。

A14. 店舗兼住宅と同様、補助対象です。

Q15.以前住んでいた住居で補助金を受領したが、引越し先の住居でも補助金は申請可能か。

A15.過去に補助金を受給したことがある場合、これまで受給していない区分であれば申請可能です。

(例)初回申請時 地震保険分のみ受給

→2回目の申請は、水災補償分のみ対象